

監査公表第 1 号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 11 月 26 日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史
糸魚川市監査委員 渡邊 重雄

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

能生事務所、環境生活課、総務課、復興推進課
(主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり)

3 監査の実施日

令和元年 10 月 25 日、令和元年 10 月 28 日

4 監査の方法

令和元年度の市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監 査 対 象 一 覧

課名（実施日）	主な調査事項
<p>能生事務所 (10月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・能生事務所維持管理費の支出事務 ・農業気象観測所管理費の支出事務 ・柵口温泉権現荘管理運営事業の支出事務 ・課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務
<p>環境生活課 (10月28日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業の支出事務 ・環境美化推進事業の支出事務 ・ごみ処理施設管理運営費の支出事務 ・課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・市職員が事務局を担当する財政援助団体等に関する支出事務
<p>総務課 (10月28日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修費の支出事務 ・平和都市宣言推進事業の支出事務 ・庁舎維持管理費の支出事務 ・市職員が事務局を担当する財政援助団体等に関する支出事務
<p>復興推進課 (10月28日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり賑わい推進事業の支出事務 ・復興まちづくり推進事業の支出事務